

都筑区地域福祉保健計画 「つづき あい基金」助成金



都筑区社協キャラクター
ゆいぴー

申請のてびき

＜令和8年度＞



都筑区キャラクター
つづき あい

申請受付期間

10月13日(火)～11月20日(金)

「つづき あい基金」助成金とは

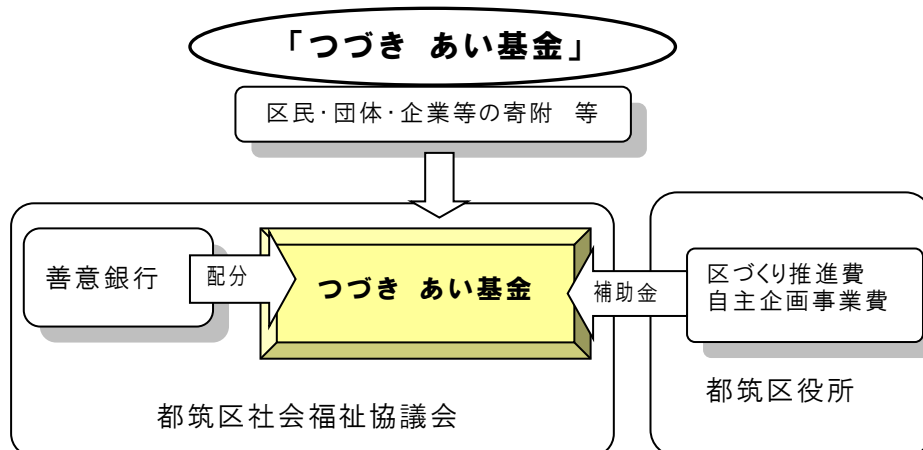
第5期都筑区地域福祉保健計画（以下、計画）に定める目標を実現し、地域の福祉保健に関する課題の解決に向けた活動を行う団体に対し、「つづき あい基金」を活用して活動経費の一部を助成することにより、「計画」の推進を資金面からバックアップすることを目的としています。

都筑区地域福祉保健計画は...

「誰もが 住みなれた地域で 安心して暮らすことができること」を目指し、区民、地域、団体、企業と都筑区が、地域の課題に対してともに取組み、人と人との「であい ささえあい わかちあい」の仕組みをつくり、行動していくための計画です。

「つづきあい基金」は...

計画の推進のため、地域で実施されるさまざまな福祉保健活動の支援、計画の周知を目的として、平成18年9月に設置しました。区役所の補助金、善意銀行の配分金等で構成されています。



助成内容

計画冊子第3章の区計画に掲げる次の3つの推進の柱に寄与できる活動、または計画冊子第5章の地区別計画に掲げる15地区の取組を推進する活動について助成します。

区計画の推進の柱

- ① であいが広がり、つながる機会がたくさんある
- ② ささえあい、健やかに生活できる
- ③ 多様性が尊重され、その人らしく生活できる

15地区の計画

「東山田」「山田」「中川」「勝田茅ヶ崎」「かちだ」「新栄早渕」「都田」「池辺」「佐江戸加賀原」「川和」「荏田南」「渋沢」「茅ヶ崎南MGCRS」「ふれあいの丘」「柚木荏田南」の15地区の計画です。

対象活動及び助成金額

助成対象活動	助成上限額・条件等	助成回数
1 広報・啓発事業 ① 地域福祉保健計画の推進に関する広報媒体の発行・作成に係る経費 ただし、申請団体が活動する地域全域に係るものに限る 【例】 広報紙、チラシ、カード、シール、バッチ、のぼり等	上限 2 万円	継続申請可
1 広報・啓発事業 ② 地域福祉保健計画の推進に関するホームページ、SNS 等による周知・啓発に係る費用 【例】 ホームページ・SNS 等の運用経費、掲載に係る経費	掲載 5 回につき 1 万円 上限 2 万円	継続申請可
2. 地域福祉保健活動の推進に係る新規活動に係る費用（新規事業に限る） 【例】 新規事業を開始するにあたり必要なスタートアップ経費(備品費・消耗品費等)	上限 5 万円	計画期間中 1 回に限る

* 1 広報・啓発事業 1-①と2の重複申請はできない。

* 2 申請団体として、善意銀行の配分申請との重複申請はできない。

申請の対象外とするもの

- ・ 同一内容で、都筑区、横浜市等から既に補助金・助成金等を受けている活動
- ・ 政治、宗教、営利及び募金活動を目的とする活動
- ・ 特定の個人や団体の構成員のみを対象としている又は事実上それらの者しか参加しない活動
- ・ 飲食に係る経費

助成対象経費

- ・ 消耗品費（活動に関わる消耗品や使用する物品）
- ・ 印刷費（掲示物・パンフレット・資料等の印刷代、業者への印刷委託代）
- ・ 通信運搬費（ハガキ・切手代等）
- ・ 使用料（機材や施設等の使用料）
- ・ 交通費（団体外部の講師・協力者等への交通費（実費））
- ・ 謝金（団体外部の講師・協力者等への謝金）
- ・ 研修費（活動に必要な研修への参加費）
- ・ 保険料（ボランティア活動保険、行事保険など）

※ 団体の運営費（人件費、事務所維持費等）は対象となりません。

対象団体

計画の推進母体となる、地区連合町内会自治会、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、NPO法人等（都筑区で活動しているNPO法人に限る）

スケジュール

申請書等の提出（年 1 回）

10月13日（火）～11月20日（金）

- 申請書等を都筑区社会福祉協議会へ郵送、もしくは持参してください。受理後、連絡担当者あてに申請内容の確認などを行う場合があります。

審査及び通知 12月頃

「つづき あい基金」助成金審査会で審査の上、都筑区社会福祉協議会会長が交付を決定し、通知します

- 交付の可否と、交付が決定した場合には助成金額も合わせてお知らせします。

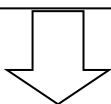
- 決定団体には交付申請書、振込依頼書を合わせて送付しますので、ご返送ください。

助成金の交付 1月頃

- 助成金は指定の口座へ振り込みます。

- 活動時には、「つづき あい基金」の助成金を受けている活動であることを周知してください。

活動実施 ～令和9年3月



活動報告書提出

- 活動終了後1ヶ月以内に「活動報告書」「収支決算書」等をご提出いただきます。(報告方法は別途ご案内します。)
- 助成した費用が余った場合には、助成金を戻していただきます。

申請様式及び提出先

申請書類

下記についてご提出ください。

- (1) 助成金申請書(様式1) ※③区分については見積書(写)も提出
 - (2) 活動計画書(様式2)
 - (3) 収支予算書(様式3)
- ※NPO法人については別途「定款」や「総会資料」等、団体の概要がわかる資料を提出していただきます。

※様式は、本会ホームページからダウンロードできます。

提出先(問い合わせ先)

横浜市都筑区社会福祉協議会

〒224-0006 都筑区荏田東4-10-3

Tel.045-943-4058/Fax.045-943-1863

E-mail : info@tuzuki-shakyo.jp

審査及び決定

審査方法

「つづき あい基金」助成金審査会において書類審査を行い、横浜市都筑区社会福祉協議会会長が交付の決定を行います。

結果通知

選考結果は、可否に関わらず書面で通知します。

活動の公表等

- 交付を受けた団体の申請書、活動報告書などの情報は、公開を求められた際には、開示させていただきます。(但し個人情報除きます。)
- 活動内容について、広報よこはま都筑区版や横浜市都筑区社会福祉協議会の広報紙「しゅんらん」、その他、ホームページ等に掲載させていただく場合があります

助成決定後、活動の実施にあたって

助成決定後、活動の際には「つづき あい基金」の助成金の交付を受けている活動であることを広く周知できるよう、活動に関わる周知物や会議資料、報告書などに次の事項を表示してください。

「この活動は、「つづき あい基金」助成金の交付を受けています。」

都筑区福祉保健計画推進のマスコットキャラクター「つづき あい」)



活動終了後の報告にあたって

活動終了後 1 ヶ月以内に「活動報告書」「収支決算書」等をご提出いただきます。

(1) 活動報告書 (様式 4-1、4-2)

(2) 収支決算書 (様式 5)

その他

- ・ 活動状況や購入した物品がわかる写真、ちらし
- ・ 助成金を使って完成した印刷物
- ・ 物品等を購入した領収書について、提出は不要ですが、年度終了後、団体で 5 年間保管してください。

※様式は、本会ホームページからダウンロードできます。

○助成した費用が余った場合には、助成金を戻していただきます。